

新たに組長を担当される皆様へ

辻堂西海岸町内会総務部

新たに組長を担当されることになりました皆様向けに、組長の役割についてまとめました。ご一読のうえ、対応いただきますようお願い申し上げます。

1. 組長の任期は、4 か月間です。

1) 前任の組長から引継ぎを受けてください（「〇〇組組長」の表示プレート、町内会総会資料を含む）

2) 任期中は、引継ぎを受けた組長の表示プレートを自宅に掲示してください。

2. 組長は、次のことを行ってください。

1) 組内の要望・意見等の調整

必要により、地区運営委員に報告、又は、協議を行い、問題を解決してください。

2) 町内会費の集金と銀行への入金

銀行入金後、入金伝票等関係書類一式を地区運営委員に届けてください。

町内会費の集金及び銀行への入金要領の詳細は、別途お渡しする「町内会費集金のお願

い」をご覧ください。

3) 広報などの配布、町内会だより等回覧物の回覧

回覧等で調査項目のあるものについては結果を地区運営委員へ報告してください。

4) 資源ごみ集積所の管理

資源ごみ集積所を新設、又は、変更する場合は、市への届出承認が必要なため、地区運営委員に連絡ください。環境衛生部長の承認印を取得し、市民センターに提出することになります。

5) 防犯灯の不具合監視

防犯灯は、町内会が管理しています。

防犯灯の球切れなど、修理、交換を要する場合は、電柱についている防犯灯の管理番号を地区運営委員に連絡してください。防犯部長に依頼し、修理業者の手配をいたします。

6) 組内会員が転入、転出の際は、地区運営委員に連絡又、万一、不幸があった場合も、同じく、地区運営委員に連絡してください。

7) 町内会総会に出席

組長は、地区運営委員とともに、町内会総会の構成員です。総会が開催される月（通常4月）に組長である方は、その総会に出席してください。（該当する場合は、別途開催案内を差し上げます。）

尚、総会終了後、総会資料は組内に回覧してください。（回覧後は保管し、次の組長に引継いでください。）

8) 勘久公園及び砂場公園の清掃及び除草活動に参加

勘久公園及び砂場公園の清掃及び除草は、町内15地区の輪番制で、担当地区の運営委員及び組長が行っています。輪番にあたった組長は、運営委員とともに参加してください。

（輪番に該当する場合は、別途案内を差し上げます。）

3. 町内会は、ホームページを開設し、イベントのほか、防犯・防災情報、公園愛護活動等に関する最新の情報を発信しています。

組長担当を機に、是非、ご覧下さい。お役立ち参考情報が満載です。

町内会ホームページ ⇒ <http://tsujido-nishikaigan.jimdo.com/>

以上